4　支出の内訳
経常経費　2,247,552
人件費　728,195
光熱水費　8,596
備品・消耗品費　20,909
事務所費　1,489,852
政治活動費　239,788
組織活動費　239,788
5　寄附の内訳
（個人分）
橋本大二郎　171,363　都・港区

文化政策研究会
報告年月日　25. 1.16（24.12.28解散）
1　収入総額　3,596,652
前年繰越額　3,596,370
本年収入額　282
2　支出総額　3,596,652
3　本年収入の内訳
その他の収入　282
一件十万円未満のもの　282
4　支出の内訳
政治活動費　3,596,652
寄附・交付金　3,596,652

平成クラブ
報告年月日　24.12.27（24.12.27解散）
1　収入総額　50,197,377
前年繰越額　50,197,309
本年収入額　68
2　支出総額　50,197,377
3　本年収入の内訳
その他の収入　68
一件十万円未満のもの　68
4　支出の内訳
経常経費　11,537,902
備品・消耗品費　4,211,488
事務所費　7,326,414
政治活動費　38,659,475
組織活動費　11,187,735
調査研究費　2,471,740
寄附・交付金　25,000,000

保証人廃止会議
報告年月日　25. 1. 8（24.12.31解散）
1　収入総額　1,536,895
前年繰越額　36,895
本年収入額　1,500,000
2　支出総額　1,536,895
3　本年収入の内訳
寄附　1,500,000
個人分　1,500,000
4　支出の内訳
経常経費　36,895
人件費　36,895
政治活動費　1,500,000
その他の経費　1,500,000
5　寄附の内訳
（個人分）
岩井　義照　1,500,000　鹿嶋市
6　資産等の内訳
（借入金）
岩井　義照　2,220,000

まさご太郎後援会
国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名（第一号）　真砂　太郎
公職の候補者に係る公職の種類（第一号）　衆議院議員
公職の候補者の氏名（第二号）　真砂　太郎
公職の候補者に係る公職の種類（第二号）　衆議院議員
報告年月日　24.12.20（24.12.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

未来鉄道研究所
報告年月日　24.12.20（24.12.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

雄志会
報告年月日　25. 1.28（24.12.31解散）
1　収入総額　1,890,442
前年繰越額　190,328
本年収入額　1,700,114
2　支出総額　1,867,724
3　本年収入の内訳
寄附　1,700,000
個人分　1,700,000
その他の収入　114
一件十万円未満のもの　114
4　支出の内訳
経常経費　1,867,724
光熱水費　37,692
事務所費　1,830,032
5　寄附の内訳
（個人分）
平野　博文　500,000　交野市
川口　貞治　600,000　台東区
川口なほみ　600,000　板橋区

楽伸会
国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第二号
公職の候補者の氏名　島村　宜伸
公職の候補者に係る公職の種類　衆議院議員
報告年月日　25. 1.30（24.12.31解散）
1　収入総額　14,757
前年繰越額　14,755
本年収入額　2
2　支出総額　0
3　本年収入の内訳
その他の収入　2
一件十万円未満のもの　2

○総務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省告示第二号

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）第八条の規定に基づき活用行事等支援事業実施機関として指定した一般財団法人地域伝統芸能活用センターから、地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令（平成四年自治省・農林水産省・運輸省・自通商産業省・令第一号）第二条第二項の規定により住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月二十一日

総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣臨時代理　国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

一　住所及び事務所の所在地
名称　変更前　変更後
一般財団法人地域伝統芸能活用センター　東京都新宿区坂町五番地八　東京都中央区東日本橋二丁目二十四番十二号

二　変更年月日　平成二十五年四月十日

○総務省・国土交通省告示第三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十三項及び第二十八条の九第十四項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十五年五月二十一日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣臨時代理　国務大臣　太田　昭宏
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十三項及び第二十八条の九第十四項の規定に基づき、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。